

平成16年度事業計画（案）

平成16年度の事業計画（案）を次のとおり策定しましたのでその承認を求めます。

1. 本年度事業計画の方向性

国民生活の多様化と個人の自立・自助の普遍化、日本経済の長期にわたる不況の進行等により、市民は多種多様な紛争に直面し、その法的解決を強く望んでいることが、現代社会の中でますますクローズアップされている。市民の法的ニーズの高まりに伴って司法書士の役割はより一層増大している。こうした市民のニーズに応えることのできる、本会事業の遂行が強く求められている。

周知のとおり、司法書士法の一部改正が平成15年4月1日に施行され、これによって、特別研修を経た司法書士は新たな執務として、簡易裁判所における訴訟代理業務を行うことができるようになった。特別研修は既に2回目を終え、現在第3回目を実施しているところであるが、過去2回の研修を終えた簡易裁判所における訴訟代理業務を行うことができる会員は、現在全国で6,366名、高知県では56名である。

また、平成16年4月1日から簡易裁判所の事物管轄の上限が90万円から140万円に変更され、司法書士の執務範囲が拡大した。

これらの改正に対応して、本会の取組みをしっかりと推し進める事業計画が必要である。

（1）市民ニーズへの対応 組織体制の整備

将来の司法書士制度を見据えた時、今、市民からのニーズに対応できなければ司法書士制度の崩壊に繋がりがかねない重要な時期である。

簡易裁判所の訴訟代理業務を遂行して行く為には、裁判所や弁護士会と連絡、調整、協議が必要となることは必至である。又、消費者問題については、本会に一般市民・外部との対応窓口を設置するなどの司法書士会としての組織的対応も強化し、関係機関との連携を図ることが要請されている。

これらの担当部署を明確にして取組みを強化する必要から、高知県司法書士会特別委員会規程を一部改正した。

（2）登記制度のコンピューター化への対応

不動産登記のコンピューター化は中村支局と安芸支局を残すだけとなり、順次作業を進めており、平成17年12月までには完了する予定である。商業登記のコンピューター化については、平成16年6月から土佐山田、須崎、伊野、中村、安芸の各支局において順次作業が開始され、平成18年12月までには完了する予定である。また、オンライン申請については、平成17年3月までには全国の何れかの法務局で開始される予定であり、待たなしの導入となる。各会員の意識改革はもとより、各事務所のIT化等の推進が急務である。

（3）倫理の習得

執務範囲の拡大等により倫理問題を含んだ執務状況が出現してくることが予想される。各事案に適切に反応できる素養を身に付けることが肝要であると考えている。また、平成16年度中に不動産登記法の改正により、保証書制度が廃止され、司法書士による本人確認制度が新たに創設される予定である。登記の真正確保を司法書士が担うことにな

り、より責任が加重され、高度の倫理が求められることになるのである。

2. 重点事業

(1) 特別委員会の整備

会則53条に定める特別委員会を整備するとともに、特別委員会の他に、研究活動を中心とする研究会を設置する。(別紙のとおり)

簡裁訴訟代理関係業務推進委員会の設置

簡裁訴訟代理関係業務の推進を図ることを目的として新設するものである。簡裁訴訟代理関係業務の推進は、今後の司法書士制度の在り方に関わる重要な業務分野であることから、特別に委員会として設置する。その活動は、簡裁訴訟代理関係業務を推進すること及びその遂行のために必要となる裁判所や弁護士会との協議・連携、研修の企画・実行の他に、その目的の範囲内で必要とされる研究活動である。

消費者問題委員会の設置

簡裁訴訟代理関係業務(交渉権の取得)の推進に伴い、消費者問題における司法書士の役割がますます増大することになる。市民のその期待に対応する必要があるにもかかわらず、消費者問題の相談窓口がないなど、司法書士会としての受け皿が用意されていなかった。そこで、新たに体制を整えようとするものである。

各研究会の設置

当面下記の研究会を設置したいと考えている。

a) 裁判事例研究会

特別委員会としての従前の裁判事務推進委員会を解散し、新たに裁判事例研究会を設置する。従前の裁判事務推進委員会は、会員全員を対象に案内した上で、実際に参加した会員間で、会員が経験した事例を中心に実務的研究、研修活動してきたものであり、自主的参加による、参加者自身のための裁判実務(書類作成)の習得、研究活動を主要な目的としてきたものである。その研究、研修活動を引き継ぐものである。

裁判事務推進委員会が登記偏重の時代から果してきた歴史的役割は、平成16年2月16日付け研修委員会の答申書で明らかにされている。

b) 成年後見研究会

専門的かつ継続的に成年後見制度を研究するものである。社団法人リーガルサポート高知支部の中に同様の研究会を設置することも当然考えられることであるが、司法書士制度に関わる課題であることに鑑み、本会に研究会として設置する。成年後見制度の普及と実践を推進するため、社団法人リーガルサポート高知支部と協力して活動する。

なお、後記のとおり特別委員会としての成年後見委員会は廃止する。

c) 会社法務研究会

会社法務全般に関して、より専門的な実務能力の向上及び新たな業務分野の開拓を目指すものである。商法の改正に対応することはもちろんのことであるが、司法書士にできる新たな業務分野を開拓することも今後重要である。

本会として、そのエキスパートの養成が急務となっている。

d) 登記オンライン化研究会

当面する商業登記オンライン申請、その後の不動産登記オンライン申請に対応し、そのエキスパートを養成していくものである。登記制度のIT化への速度が速いのではなく、本会の対応が遅いとも考えられる。危機感を持っている。

(2) コンピューター化への対応

上記登記オンライン化研究会の設置
研修会の実施(連合会へ講師要請)
各事務所のコンピューター導入の推進

(3) 倫理研修

研修会の実施(連合会への講師要請)
事例の集積

3. 具体的事業計画（案）

【制度関係】

- (1) 特別委員会の整備
簡裁訴訟代理関係業務推進委員会及び消費者問題委員会を設置し、各研究会を設置。
(裁判事務推進委員会、成年後見委員会を廃止)
- (2) 特別研修の継続的实施の対応
連合会の実施方法に対応した継続的特別研修
- (3) 法務局、裁判所、弁護士会との協議、連絡調整
他の機関との多方面に渡る協議、連絡
- (4) 無料相談の充実
高知市役所南別館（毎月第1、第3水曜日）
高知市帯屋町窓口センター（毎月第1、第3日曜日）
法の日の全国一斉司法書士相談会（平成16年10月1日各单位会で実施予定）
相続登記無料法律相談会（平成17年2月各单位会で実施予定）
幡多司法書士無料相談センター（毎週土曜日）
少額裁判サポートセンター（毎週土曜日）
土佐土業無料相談会（平成16年9月予定）
- (5) 相談員、講師の派遣
相談員、講師の養成、活動援助（県、市町村、学校、社会福祉施設、その他団体）
- (6) 廃止庁対策
FAXサービスの実施
- (7) ADR（裁判手続外の各種紛争解決手段）問題への対応
今後の問題として情報収集
- (8) 民事法律扶助制度の推進

【研修関係】

- (1) 既会員研修
 - 一般研修（年3回）
 - 中長期のカリキュラム策定
 - 任意研修
 - ・各研究会が開催する研修
 - ・日司連、中央研修、専門実務研修への参加促進
 - ・その他の研修
- 単位制研修の徹底（12単位）

(2) 新入会員研修

- 司法書士中央新人研修 (会員出席要請)
- 中・四国ブロック合同新人研修 (会員出席要請)
- 配属研修の完全実施

(3) 支部研修

- 年 2 回実施要請

(4) 研修委員会の整備

- 研修会をコーディネートし、各研究会の研究成果を一般会員に還元する。

【成年後見関係】

(1) 他団体との協議会等への出席援助

- ・成年後見制度運営協議会 (高知家庭裁判所)
- ・その他の協議会

(2) 成年後見事務の推進

- 研修会等への参加要請

(3) 社団法人リーガルサポート高知支部の会員増強

(4) 成年後見委員会の廃止

- 従前の成年後見委員会は、委員会として充分機能していなかった。これは社団法人リーガルサポート高知支部との関係で実際の活動内容が見えてこない不明確さがあったことが原因だと思われる。この点を解消すべく研究活動のみを成年後見研究会で行なうこととし、組織的整備を図った。

【広報関係】

(1) 会員広報

- ・ホームページの充実
掲示板等
- ・会報の発行 (年 2 回)
- ・各事務所の IT 化により本会と会員間でのメール利用の推進

(2) 対外広報

- ・制度広報 (司法書士制度・成年後見制度、簡裁訴訟代理関連業務等)
- ・イベントの広報 (無料法律相談会等)

(3) 広報の方法

- ・ラジオ放送・テレビ放映
「司法書士」を効率よくアピールするために年間を通してラジオ放送及びイベントの前にテレビスポットを放映。「ホッホウなるほどタイム」は廃止。
- ・県、市町村の広報誌 (「さん SUN 高知」, 「あかるいまち」等) の利用
- ・本会ホームページ

【会務執行関係】

(1) 役員会

毎月第 1 火曜日
担当副部長出席

(2) 理事会

年 3 回開催予定

(3) 支部長会

年 1 回開催予定

(4) 各委員会

各事業計画に基づき開催

【その他】

(1) 損害賠償に関する任意保険への加入促進

(2) 司法書士国民年金基金への加入促進

(3) 定期検診の推進

(4) レクリエーション

法務局、土地家屋調査士会とのソフトボール大会への参加
弁護士会とのゴルフコンペの開催

以上

(特別委員会及び研究会)

別紙

